

1. 令和3年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和3年11月30日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第117号 専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程4 議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第119号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第120号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第122号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程9 議案第123号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程10 議案第124号 令和3年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程11 議案第125号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程12 議案第126号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13 議案第127号 令和3年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程14 議案第128号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程15 議案第129号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第131号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第132号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第133号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第134号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第135号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について

- 日程22 議案第136号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程23 議案第137号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程24 議案第138号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程25 議案第139号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程26 議案第140号 郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者の指定について
- 日程27 議案第141号 すみれ作業所及びびぼらの家の指定管理者の指定について
- 日程28 議案第142号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程29 議案第143号 高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 日程30 議案第144号 字区域の変更について
- 日程31 議案第145号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程32 議案第146号 財産の取得及び処分の変更について
- 日程33 議案第147号 工事請負契約の締結について（市道鍛冶屋洞線災害復旧（第2期）工事）
- 日程34 議案第148号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程35 報告第14号 専決処分の報告について
- 日程36 議報告第10号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程37 議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	古田年久	市長公室付部長	河合保隆
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	佃良之	消防長	笹原克仁
郡上市民病院事務局長	藤田重信	国保白鳥病院事務局長	川尻成丈
代表監査委員	大坪博之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和3年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしましたのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 原喜与美議員、9番 野田勝彦議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（山川直保） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月22日の議会運営委員会において協議を頂いております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日11月30日から12月23日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日11月30日から12月23日までの24日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、本日、改めてお手元に配付してありますのでお目通しをお願いします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用なところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保） ここで、日置市長から御挨拶を頂きます。市長、お願いします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

令和3年第4回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、令和3年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて参

集いただき、誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、9月定例会以降の市政の動きなどにつきまして、数点の報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

全国的に新規感染者数の減少が続き、第5波の収束が期待されるところであります。

しかしながら、最近になって南アフリカで新たに検出された変異株、オミクロン株が世界各地で確認されるなど、まだまだ安心楽観できる状況ではありません。

ワクチン接種に関しましては、2回目を終えた全人口対比の接種率は全国で75%を超え、岐阜県においては80%に迫る状況であります。

郡上市では、接種を希望される皆様に対し11月19日までにほぼ全ての接種を完了し、市人口に対する接種率は81%余、12歳以上の接種対象人口に対しては88%余に至りました。

今年3月に接種意向調査を実施してから2回目の接種を完了するまでに、実に8か月を要しました。

この間、医師会及び医療機関には多大なる御尽力を頂き、また、市民の皆様には円滑な接種に御協力を頂きました。

市内では、9月25日以降2か月以上にわたり新規感染者ゼロが続いており、全ての皆様の御協力に心から感謝申し上げるものであります。

岐阜県は昨日、感染防止と社会経済活動の両立に向けた対策や行動指針を示しましたが、郡上市におきましてもこれらの対策や指針に従いつつ、今後も感染ゼロの継続を目指し、3回目のワクチン接種をはじめ緩みない感染防止対策に努めてまいります。

また、今年の冬は季節性インフルエンザの流行も懸念されるところであり、感染予防への対処などに努めるとともに、これからいよいよ本格稼働するスノーリゾート地としての取組や、市民生活の活性化に向けた対策などを推し進めてまいり所存であります。

次に、去る10月31日に行われました第49回衆議院議員総選挙についてであります。

我が国の将来が今後どのように方向づけられていくのかを左右する重要な選挙であり、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、関心の高い衆院選となりました。

しかし、全国の投票率は小選挙区で55.93%にとどまり、前回から2.25ポイント上回ったものの、戦後3番目に低い結果となりました。

郡上市においては、期日前投票をされた有権者が非常に多かったこともあり、最終的には75.16%となり、前回から2.45ポイント上回りました。

県内21市の中では1番目、町村も含めた42市町村中でも4番目という高さであります。

このことは、山積する国政上の重要課題に対する市民有権者の関心が高いことを示すものと推察

されるところであります。

一方、若い世代の投票率は依然として低い傾向にあり、主権者教育や選挙啓発等、今後課題を残すものとなったと考えております。

3点目ですが、去る10月27日、主要地方道金山明宝線めいほうトンネルの開通式典を岐阜県と共催で執り行いました。

当日は、事業主体として古田岐阜県知事が出席されるとともに、本事業に多大な御高配を賜りました岐阜県選出の国会議員をはじめ県議会議員の皆様、そして市議会からは議長、副議長及び関係議員の皆様にご臨席を頂きました。

主要地方道金山明宝線は、下呂市金山町を起点とし、郡上市明宝畑佐に至る道路であります。

このうち明宝小川と畑佐間にある小川峠は、つづら折りや急勾配の区間が連続する交通の難所であり、降雨や降雪時には度々通行止めとなるなど、両地区間の往来は非常に困難なものでありました。

これらの解消に向けたトンネルによる道路整備は、平成12年度に事業採択され、以降20年余を要し、総事業費約51億円をかけた総延長2,000メートル、このうちトンネル延長は1,653メートルであります。この小川工区の全線がようやく開通をいたしました。

また、同時に進められておりました畑佐工区の道路整備も完了をいたしました。

ここに至るまでの要望活動は半世紀を超えるものであり、地元の皆様はもとより、活動を先導くださいました関係者に心から敬意を表するものであります。

また、この間、国・県の関係機関の御指導、御支援並びに地権者の御理解、御協力を賜りましたことに対しましても深く感謝申し上げます。

めいほうトンネルの開通により、子どもたちの通学や地域の皆様の通勤等、安心安全な生活の確保はもとより、広域の交流や物流の円滑促進等が期待されるところであり、地域の発展に努めてまいる所存であります。

4点目ですが、去る11月21日、令和3年郡上市成人式を執り行いました。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染急拡大により、当初の予定から10か月余りを過ぎでの開催となりました。

この間、5月開催を一旦目指すも感染拡大の波は収まらず、2度目の延期を余儀なくされました。新成人の皆さんには、度々の延期に戸惑われ、また日程変更により参加がかわなかった方もあったと承知をいたしております。

成人式の実行委員会の皆さんにも大変な御苦勞をおかけしたと存じますが、一方で、一生に一度の思い出深い成人式を何とか開催してほしいという声に支えられ、11月、まさに錦秋の成人式開催となりました。

郡上市の令和3年の新成人は455名であります、そのうち289名が成人式に参加いただきました。コロナという未曾有の事態にあっても、そんな困難を耐えてきたからこそ、成人の皆さんの笑顔は輝かしく、そしてたくましくも感じました。

また、程なく来年1月9日には、令和4年の成人式が予定されております。

今年の異例事態を教訓とし、開催の準備が進められておりますが、無事に当日式典を迎えられますことを切に願っております。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

今回、提出をいたしました議案は全部で32件で、専決処分の承認が1件、条例の一部改正に関するものが4件、令和3年度補正予算関係が8件、指定管理者の指定に関するものが14件、その他5件であります。

議案第117号は、さきに専決処分をいたしました令和3年度郡上市一般会計の補正予算について承認を求めるものであります。子育て世帯への臨時特別給付金支給に関し、速やかな実施を要する案件として専決をさせていただいたものであります。

議案第118号は、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。さきに申し述べましためいほうトンネルの開通により交通条件が著しく改善したことに伴い、小川保育園を明宝保育園に統合することとし、小川保育園に関する規定を削除するものであります。

議案第119号は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、内閣府令であります。これの一部改正に伴い、保育事業、保育業務に関する書面等の作成、保存等の電磁的方法による対応について、所要の規定を整備するものであります。

議案第120号は、郡上市国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に改めようとするものであります。

議案第121号は、郡上市立学校設置条例の一部改正についてであります。同じくめいほうトンネル開通により、小川小学校を明宝小学校に統合することに伴う学校名の削除並びに大和地域の小学校統合に伴う新しい学校名の制定等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第122号から議案第129号までは、令和3年度郡上市一般会計をはじめ、全部で8会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明申し上げます。

まず、歳出では、ふるさと寄附の件数及び寄附額の増加に伴う返礼品等の増額によりふるさと寄

附啓発事業に2,149万6,000円、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付決定に伴う補助金の増額により介護老人福祉施設等整備補助金に686万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種を行う医療機関への支援給付金の増額に伴い医療機関新型コロナウイルス対応支援事業に723万2,000円、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る医療機関への委託料等の増額に伴い新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に5,733万3,000円、市産材を利用した住宅建築に係る補助金申込者の増に伴い郡上市産材住宅建設等支援事業に1,200万円、新型コロナウイルス感染症対策を行う事業者等を支援する応援奨励金の増額に伴い新型コロナウイルス商工緊急対策事業に3,000万円、市道穀見・安久田線の舗装に係る増額に伴い社会資本整備総合交付金事業に1,740万円、市道稲成・田口線の稲成橋補修の設計等に係る増額に伴い道路メンテナンス事業に1,100万円、職員の人事異動等に伴う給与費等の所要額の調整による882万9,000円の増額などについてそれぞれ増額補正し、また、地域振興事業等、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴い1,234万2,000円の減額、道路ストック総点検事業等、事業計画の変更または事業費の確定等に伴い2,807万4,000円の減額などについて、それぞれ減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2億1,456万9,000円、この中には後ほど申し上げます従来国庫補助金で組んでいた分を国庫負担金へ組み直す分が入っております。次に、社会資本整備総合交付金、道路橋梁事業951万4,000円、老人福祉施設整備費補助金686万8,000円、ふるさと納税による地域づくり寄附金723万2,000円、辺地対策事業債1,020万円、緊急防災・減災事業債3,150万円などをそれぞれ増額補正し、また、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種委託料の国庫補助金から国庫負担金への変更に伴い、組み替え分、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1億5,723万6,000円の減額、消防車両整備に係る有利な起債区分への変更に伴い防災基盤整備事業債2,160万円の減額、建設機械整備事業補助金等、事業費の確定に伴う1,242万6,000円の減額などについて、それぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、増加、減少要因を総合いたしまして1億7,732万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめとする4つの特別会計、水道事業会計をはじめとする3つの企業会計では、人事異動等に伴う人件費所要額の調整や、事業内容の変更等による給付費などの増額等を主な要因とする補正をそれぞれお願いするものであります。

議案第130号から議案第143号までは、市が設置する公施設のうち、郡上旬彩館やまとの朝市をはじめとする33施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。全て現行の指定管理者を引き続き指定しようとするものであり、指定の期間は、令和4年4月1日から5年間とするものであります。

議案第144号から議案第148号までは、八幡地内の土地区画整理事業の施行に伴う字区域の変更、財産の取得及び処分の変更が2件、工事請負契約の締結並びに和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和3年11月30日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（山川直保） ありがとうございます。

◎議案第117号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保） 日程3、議案第117号 専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） おはようございます。

それでは、議案第117号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について。

令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月18日、次のとおり専決処分したので報告し承認を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりを頂きまして、一般会計の補正予算（専決第2号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,669万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億4,477万4,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りしております事業概要説明一覧表にて御説明させていただきますので、そちらのほうをお開きください。

事業概要説明一覧表の1ページをお願いいたします。

まず、歳入の上段のほうからでございますが、15款としまして国庫支出金でございます。児童福祉費補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2億9,500万円の増額でございま

す。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実施に伴う増額でございます。1人5万円の5,900人分で2億9,500万円。その下、同じく子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金でございます。169万3,000円の増額です。こちらのほうは、子育て世帯の臨時特別給付金の給付の事務費分でございます。合わせまして、合計としまして2億9,669万3,000円の増額でございます。

下段の歳出のほうを御覧ください。3款民生費でございます。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、令和3年度分でございます。補正額が2億9,669万3,000円、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に伴う増額ということで、コロナ禍におきます子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯のうち年収960万円を超える世帯を除きまして、1人当たり10万円の支援を行うものでありますが、年内に5万円の現金の給付をはじめ、来春に向けては子育てに活用できる5万円分のクーポン券を支給するというものでございまして、本予算は5万円の現金の支給に係るものでございます。3月までに生まれる人を含めまして5,900人分の2億9,500万円と、それから事務費の分でございますが、システム改修や郵送代などを含めまして事務費で169万3,000円を補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第117号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第117号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第118号から議案第121号までについて（提案説明）

○議長（山川直保） 日程4、議案第118号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例についてから、日程7、議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第118号をお願いいたします。

郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

小川保育園を明宝保育園に統合するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきました次のページが改め文でございます。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

右側の旧の表になりますが、表の下から2番目、名称、小川保育園（へき地）、位置、郡上市明宝小川632番地を削除します。

次のページに資料をつけておりますので御覧ください。

経緯につきまして、めいほうトンネルの開通に伴い、小川自治会、小川保育園保護者会から統合に向けた要望書が提出されました。

要望の内容は、令和4年4月1日からの明宝保育園との統合、両園の運営内容を融合した活動が展開できるような環境整備、両園の事前交流会等の実施、通園方法の確保、小川保育園の活用については、地元の意向を十分に反映すること、の5点となります。

小川保育園の状況でございますが、要望が提出されたとおり、自治会、保護者会ともに、小川保育園と明宝保育園との統合に合意されておられます。

また、令和3年度の小川保育園の園児は年中児2人で、保護者の方も集団の中で学ばせることを希望されており、令和4年4月1日に新しく入園する園児はいない状況でございます。

小川保育園の園児は明宝保育園に通うことにより、多くの集団の中で学ぶことができ、小学校入学時もスムーズに行くこと、トンネルの開通により小川保育園から明宝保育園までの通園時間が約20分程度となること、冬季も安心安全に通園できることから、令和4年4月1日より統合することとするものでございます。

今後、条例一部改正案をお認めいただけましたら、閉園に向けての打合せを保護者会などで行いまして、令和4年4月1日から小川保育園と明宝保育園の統合をすることとしております。

改め文にお戻りください。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

よろしく申し上げます。

続きまして、議案第119号をお願いいたします。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくり頂いたページが、改め文でございます。

さらに2枚おめくりいただきますと、新旧対照となっております。

さらに4枚おめくりいただいたところに、資料をつけさせていただいておりますので、資料にて御説明をいたします。

改正理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する等の改正を行うものです。

改正の概要でございます。

1点目が、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものです。

2つ目が、保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保育者等への説明において書面等で行うもの、書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定するものでございます。

改正前の電磁的記録等の利用についてですが、改正前は、特定教育・保育施設等が特定教育・保育等の提供の開始において、利用申込者に対し交付する運営規程の概要、費用等の重要事項を記した文書のみ電磁的記録等の利用ができる規定でありました。

1点目、特定教育・保育施設、保育園、幼稚園、こども園となりますが、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担額等の費用等の重要事項を記した文書で、現行条例の第5条第2項から第

6項に規定されております。

2点目、特定地域型保育事業者——家庭的保育事業者、小規模保育事業者などになりますが、利用申込者に対し交付する運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担額等の費用等の重要事項を記した文書で、現行条例の第38条第2項に規定、第5条の準用とされているものでございます。

裏面をお願いします。

改正後ですが、特定教育・保育施設等が、記録、作成、保存その他これに類するもののうち、本条例の規定により作成される書面等により行うことが規定されているものについては、全て電磁的記録により行うことができますようになります。

第5条第2項から6項及び第38条第2項の削除、第53条の追加となります。

参考として、文中の用語について説明を入れさせていただきましたので御確認をお願いします。

議案表紙から3枚目の改め文の附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくをお願いします。

続きまして、議案第120号をお願いいたします。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の見直しを図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただいたページが改め文でございます。

もう1枚おめくりいただくと、新旧対照表となっております。

その次に、資料をつけさせていただいておりますので、資料にて御説明をいたします。

出産育児一時金は、被保険者が出産したときに支給されるもので、妊娠12週以降であれば死産、流産でも支給されるものでございます。原則として、国保から医療機関などに直接支払われるもので、直接支払制度と言います。出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合には、その差額が被保険者に支給されることとなりますが、申請が必要となっております。

現行でございますが、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合は42万円が支給されます。その内訳は、条例で定める本来分40万4,000円プラス施行規則で定める産科医療補償制度の掛金分の1万6,000円となっております。

上記以外の制度に加入していない医療機関の場合は40万4,000円の支給となっております。

なお、ほかの健康保険に1年以上被保険者本人として加入し、資格を喪失してから6か月以内の出産で、その健康保険から出産育児一時金が支給される場合は、国保からは支給されないこととなります。

改正点でございますが、産科医療補償制度掛金分の見直しにより、施行規則で定める加算額が1万6,000円から1万2,000円へ引下げになりますが、本条例で定める本来分は40万4,000円から40万8,000円へ引上げとなり、出産育児一時金総額42万円は維持されることとなります。

産科医療補償制度とは、保険契約者を公益財団法人日本医療機能評価機構、被保険者及び保険金受取人を産院等として契約し、出産時の事故で、重い脳性麻痺になったケースに対し補償金を支払う制度のことで、脳性麻痺は、出産の前後に赤ちゃんの脳に酸素が不足するなどして運動機能が麻痺する後遺症のこととされております。

施行日は令和4年1月1日となります。

改正後は、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合42万円。内訳は、本来分40万8,000円プラス産科医療補償制度掛金分1万2,000円。上記以外は42万円から掛金分1万2,000円を差し引いた40万8,000円となります。

参考に、これまでの経緯、裏面には、現行の郡上市国民健康保険条例第8条及び郡上市国民健康保険施行規則第18条を記載しております。

上記の条例及び施行規則の下線つき太字部分について、条例は「40万4,000円」を「40万8,000円」に、施行規則については「1万6,000円」を「1万2,000円」に改正するものとなります。

説明としましては以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） それでは、議案第121号をお願いいたします。

議案第121号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、小川小学校を明宝小学校に統合、大和地域の小学校を統合し大和小学校を新設するため、この条例を定めようとするものでございます。

今回の改正内容でございますが、今、申しました提案理由と一部重なりますけれども、これまで議会に御報告させていただいてきましたように、令和4年4月1日から小川小学校を明宝小学校に統合し、小川小学校は閉校とすること。また、大和の4つの小学校を統合して令和6年4月に新たな学校として開校することに伴う規定整備でございます。

1枚めくっていただきまして、2枚目の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

右側9の別表第1中、大和西小学校、大和南小学校、大和北小学校、大和第一北小学校を統合し、

左側、新のように大和小学校という名称の学校を新たに設置しようとするものです。

なお、学校の位置は、統合校の校舎等の整備箇所である現在の大和北小学校が所在する番地とします。

次に、小川小学校を明宝小学校へ統合し、同小学校を閉校とすることから、別表第1から小川小学校の項を削除するものでございます。

1枚前の改め文に戻っていただきまして附則を御覧ください。

本条例の施行日は、小川小学校の明宝小学校への統合に合わせ、令和4年4月1日とします。なお、ただし書のように、大和の4つの小学校に関する改正規定は、統合による新たな学校の開校時期である令和6年4月1日を施行日とするものでございます。

条例の施行日は以上のようになりますけれども、いずれの場合も統合または閉校に向けた所用の手続、施設整備のための補助金申請、それから校歌や校章の決定のための準備を今のうちから進めていく必要があることから、今議会で議決を頂き、公に認められたものとした上で、準備をしたいというものでございますので、よろしく願いいたします。

ここで、新旧対照表の次、議案の次に、添付しております資料について、若干説明させていただきます。

今回、大和の新たな小学校の校名案を大和小学校としたこと理由や、小川小学校の統合決定に至るまでの経緯等を示したものでございます。

まず、大和地域の統合小学校の校名につきましては、統合準備委員会による市民等の皆さんへの公募を前提としました。資料1の大和地域統合小学校新校名募集結果についてに記載しておりますように、募集期間は去る本年7月、8月の2か月間とし、周知の方法は、市ホームページ、広報誌、それから各お宅への直接配布のほか、新聞にも取り上げていただきました。

応募資格と応募件数は御覧のとおりでございまして、複数応募も含めまして187件の応募を頂きました。集計の結果は御覧のように、漢字の大和小学校が最も多く、平仮名のやまと小学校も含めると全体の約46%となりました。

なお、大和〇〇、大和清流など、大和という名称が含まれるものを合わせると、全体の約75%となりました。

それぞれの校名案に込めた願いや思い、また公募に係る新聞記事については、この資料の裏面に記載しておりますので、御覧いただければと思います。

それから、資料2では、募集結果を踏まえ、統合準備委員会の総務部会、また準備委員会全体での協議によって、準備委員会としての校名案を大和小学校とし、それを教育委員会に提案いただいたこと。そしてこれを受け、教育委員会定例会において審議の上、統合準備委員会の案のとおり、この大和小学校という名称について承認いただいたこと。そして、市長部局との協議を経て、今回、

条例提案させていただくまでの経過を記載しております。

その後には、統合準備委員会での主な意見や、2ページ目、裏面でございますが、教育委員の皆さんからの意見や今後の予定を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

次に、小川小学校の明宝小学校への統合については、資料3を御覧ください。

統合に向けた経過を記載しておりますが、議会の皆様には、去る令和3年8月に議会全員協議会において、統合及び閉校に関する経過、今後の予定について説明をさせていただいたところがございます。

その後、10月27日にめいほうトンネルが開通したところですが、同じく10月の教育委員会定例会において、小川小学校の明宝小学校への統合が承認されたことを受け、市長部局との協議を経て、今回、条例提案させていただいたものでございます。

今後の予定は記載のとおりでございますが、併せて、今議会に小川小学校の閉校記念事業に係る補正予算案を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、提案の説明とさせていただきます。御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎発言の訂正

○議長（山川直保） ここで、藤田郡上市市民病院事務局長から発言を求められていますので、発言を許可いたします。

藤田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） お時間を頂き失礼します。お手元のほうに令和3年度郡上市市民病院事業会計補正予算書（第2号）正誤表というのが配られていると思います。本日、お手元のほうへ配付させていただきました補正予算書第2号の中に誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。

訂正箇所としましては、表紙めくっていただいた2ページ目、上段でございます（資本的収入及び支出）第4条の条文に追加を頂くものですが、訂正前、現在は「第4条、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する」とありますが、訂正後は「第4条、予算第4条」というふうで、第4条の前に予算を付け加えていただくものです。この修正をお願いしたいと思っております。

誠に申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） それでは、正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

◎議案第122号から議案第129号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保） 日程8、議案第122号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてから、日程15、議案第129号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） それでは、議案第122号から議案第129号までの8会計の補正予算案の議案につきまして、読み上げさせていただきます。

議案第122号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議案第123号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第124号 令和3年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第125号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第126号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、議案第127号 令和3年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第128号 令和3年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第129号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

以上について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりを頂きまして、一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,732万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億2,209万4,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。衛生費の保健衛生費で、事業名が環境保全推進事業でございます。金額のほうは265万1,000円でございます。

こちらのほうは、地球温暖化対策実行計画につきまして、当初は令和3年度内での作成予定でございましたが、実行計画策定におきましては、協議会からの意見を反映するというようにしたため、協議会委員任期中の令和4年度末までの期間が必要になったことによるものでございます。

1枚おめくりを頂きまして、6ページ、第3表 債務負担行為補正でございます。

追加でございます。現年補助災害復旧事業林業用施設。期間が令和3年度から令和5年度まででございます。限度額が4,200万円。こちらのほうは、黒田亀尾島林道災害復旧工事につきまして、路側兼用護岸の復旧でございますが、河川内作業が発生するため郡上漁協と事前の協議を行いました結果、9月以降の施行を求められたことや、この現場が県道の冬期閉鎖区間内であるため、施工時期が限られるということから、仮に繰越しをいたしましても、また再度、繰越しをするようなことになるおそれがございますので、新たに債務負担行為としたいものでございます。

次、7ページ、第4表 地方債補正でございます。

変更です。公共事業等で補正後の限度額が1億390万円。150万円の増額でございます。こちらは八幡稲成田口線稲成橋の事業計画の変更によるものでございます。

その下、防災基盤整備事業でございますが、変更補正後が2,640万円で、2,160万円の減額となります。こちらは消防ポンプ自動車等の購入に係る起債につきまして、充当率や交付税算入率の有利な、この下の緊急防災・減災事業のほうへ振り替えましたので、この変更によるものでございます。そして、緊急防災・減災事業でございますが、1億1,060万円ということで、3,150万円の増額でございます。上記からの変更と消防本部の増改築工事の設計に伴います増でございます。

その下、辺地対策事業につきましては、5億8,940万円ということで1,020万円の増額。八幡穀見・安久田線ほか2路線の事業計画の変更によるものでございます。

最後、補助災害復旧事業でございますが、1億150万円ということで、70万円の増額。八幡市道小那比西部区内1号線の事業費の変更によるものでございます。

合計としまして25億8,310万円の補正後の額となりますが、2,230万円の増額となります。

起債の方法ですとか、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,925万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,899万2,000円とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,993万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ45億5,393万5,000円とするものでございます。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

介護サービス事業特別会計補正予算書（第3号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,369万8,000円とするものです。

続きまして、鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算書をお願いいたします。

鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算書（第1号）、1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ87万7,000円とするものでございます。

続きまして、郡上市水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市水道事業会計補正予算書（第1号）、1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度郡上市水道事業会計、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入のほうで、営業外収益を678万7,000円増額をいたしまして、水道事業収益の収入合計を12億8,380万8,000円とし、歳出では、営業費用を678万7,000円増額しまして、水道事業費用の支出合計を12億4,623万円とするものでございます。

続きまして、郡上市下水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお願いします。

第1条、令和3年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条です。令和3年度郡上市下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入のほうですが、営業外収益を59万4,000円増額いたしまして、下水道事業収益の合計を24億9,030万8,000円とし、支出では、営業費用を59万4,000円増額しまして、下水道事業費用の合計を24億8,914万円とするものでございます。

続きまして、郡上市病院事業会計補正予算書をお願いいたします。

郡上市病院事業会計補正予算書（第2号）、1ページをお願いします。

第1条、令和3年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第3条を御覧ください。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり

補正する。

収入のほうですが、市民病院の医業収益を6,716万円減額しまして、それから医業外収益のほうは107万9,000円増額を行います。それから、国保白鳥病院の医業収益を266万8,000円増額。そして、医業外収益を158万8,000円増額いたしまして、合わせまして6,182万5,000円の減額を行いまして、事業収益の合計としまして44億1,445万6,000円とするものでございます。

支出のほうでも、市民病院の医業費用を6,608万1,000円減額をいたします。国保白鳥病院の医業費用は105万3,000円増額。訪問看護ステーション事業費用も320万3,000円増額しまして、合計として6,182万5,000円の減額によりまして、病院事業費の合計を44億1,445万円とするものでございます。

次のページ、4条をお願いします。

先ほど訂正がございましたように、予算第4条に定めた資本的収入の支出の予定額を次のとおり補正する。

郡上市民病院事業資本的収入の企業債を4億5,740万円増額をいたしまして、資本的収入の合計を8億6,021万7,000円とし、支出では、国保白鳥病院の事業資本的支出の建設改良費を1,000万円減額をいたしまして、資本的支出の合計を7億5,247万6,000円とするものでございます。

第5条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正をする。

1つ目が追加でございます。郡上市民病院特別減収対策企業債を4億5,740万円追加でございませぬ。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

2つ目に変更でございませぬ。国保白鳥病院の器械備品の購入事業で、補正後が限度額として1,000万円とし、1,110万円の減額をするものでございませぬ。これは透析装置等の事業費の確定によるものでございませぬ。

続きまして、国保白鳥病院施設整備事業ですが、限度額を7,000万円とするもので、1,110万円を増額するものでございませぬ。病院の改装及び透析室の移転工事の増に伴うものでございませぬ。合計としましては1億5,420万円に変更はございませぬ。

以上でございませぬが、その他につきましては、お配りをしております事業概要説明一覧表によりまして御審議いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） お諮りします。ただいまの説明のありました議案第122号から議案第129号までの8議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思ひます。これに御異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第122号から議案第129号までの8議案につ

きましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第122号から議案第129号までの8議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月1日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第122号から議案第129号までの8議案につきましては、12月1日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで休憩を取りたいと思っております。再開は10時55分といたします。

(午前10時41分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時55分)

◎議案第130号から議案第143号までについて(提案説明)

○議長(山川直保) 日程16、議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定についてから、日程29、議案第143号 高鷲吠高原スポーツ広場の指定管理者の指定についてまでの14議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

五味川農林水産部長。

○農林水産部長(五味川康浩) それでは、議案第130号からお願いいたします。

議案第130号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上旬彩館やまとの朝市。
- 2、指定する団体、郡上市大和町剣164番地、郡上大和総合開発株式会社。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年間となります。

1枚おめくりを頂きまして、施設台帳をおつけしております。

施設の所在は、郡上市大和町剣148番地。道の駅に隣接する場所でございます。当該施設につきましては、平成21年まちづくり交付金を活用した、いわゆる朝市直売施設になりますが、現行の指

定管理者は、周辺一帯施設の管理という形の中で、郡上大和総合開発株式会社をお願いしており、引き続き5年間の指定管理をお願いするものとなります。

続きまして、議案第131号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鷲見5415番地3、株式会社ハイウェイたかす。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年間となります。

こちら1枚おめくりを頂きまして、施設台帳をおつけしておりますが、施設の所在は、郡上市高鷲町鷲見5329番地2、こちらが上り線のほうになります。

続いて、同じく高鷲町鷲見5415番地3、こちらが下り線となります。

当該施設につきましては、農水省の補助事業を活用して平成12年に建てられた施設であり、いわゆる軽食の食べれるような食材供給施設、あるいはお土産品としての農畜産物販売所をそれぞれ併設しております。

現行の指定管理者は、株式会社ハイウェイたかすであり、今回、指定管理期間の切れる、新たに令和4年4月から5年間の指定管理を引き続きお願いするものとなります。

続いて、議案第132号 郡上市牧歌の里施設及び郡上市高鷲ふれあい農園施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市牧歌の里施設、郡上市高鷲ふれあい農園施設。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鷲見2756番地2、株式会社牧歌コーポレーション。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年間となります。

こちらをおめくりを頂きますと、指定管理施設の台帳をおつけしております。

牧歌の里施設につきましては、所在地が、郡上市高鷲町鷲見2756番地2。こちら、平成5年から10年かけて農水省の補助事業を活用しながら、一体的に整備をしました日本有数の農業公園施設となります。

現行の指定管理者につきましては、株式会社牧歌コーポレーションであり、今回、引き続き令和4年4月1日から5年間の指定管理者として、指定をお願いするものとなります。

さらには、もう一つ郡上市高鷲ふれあい農園施設の施設台帳をつけておりますが、こちらの所在地は、郡上市高鷲町ひるがの2363番地252で、こちらは平成16年に都市交流を目的とした、いわゆる市民農園であります。施設の一体管理ということで、同じく現行の指定管理者は、株式会社牧歌コーポレーションとなっており、こちらを引き続き令和4年から5年間の指定管理をお願いするものとなります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、私からは議案第133号から議案第139号までの7議案につきまして順次、御説明を申し上げます。

初めに、議案第133号をお願いいたします。

郡上八幡旧庁舎記念館ほか5施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡サイクリングターミナル、郡上八幡城、郡上八幡城下町プラザ、郡上市郡上八幡駅観光案内所の6施設でございます。

2、指定する団体、郡上市八幡町島谷520番地1、一般財団法人郡上八幡産業振興公社。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚おめくりを頂きまして、施設台帳を御覧いただきたいと思っております。

まず初めに、郡上八幡旧庁舎記念館の施設の所在地でございますが、郡上市八幡町島谷520番地1、指定管理料はゼロ円指定であります。施設の機能としましては、観光施設でありまして、平成10年に改築を行っている施設になります。

1枚おめくりを頂きたいと思っております。郡上八幡博覧館につきましては、所在地は八幡町殿町50番地でありまして、こちら指定管理料はゼロ円指定になります。施設の機能は、博物館、資料館等になりまして、平成3年度にこちら改築をしている施設でございます。

次のページをお願いいたします。郡上八幡サイクリングターミナル施設の所在地につきましては、八幡町市島945番地1で、指定管理料はゼロ円指定であります。施設機能としましては、保養所、宿泊所でありまして、建設年度は昭和53年度でございます。

次のページをお願いいたします。郡上八幡城の所在地は、八幡町柳町一の平地内であり、指定管理料はゼロ円指定であります。施設の機能といたしましては、観光施設として商工観光部が所管をしているものでございます。建設年度は昭和8年度でございます。

次のページをお願いいたします。郡上八幡城下町プラザにつきましては、所在地、八幡町殿町

69番地であり、指定管理料はゼロ円指定であります。施設の機能といたしましては、バスターミナル、事務所、公衆トイレ等でありまして、建設年度は平成14年度でございます。

次のページをお願いいたします。郡上市郡上八幡駅観光案内所の所在地は、八幡町城南町188番地104であり、指定管理料は、今年度は950万円でございます。施設の機能及び設備につきましては、案内事務室、飲食物販コーナー、厨房、赤ちゃんの駅等々でございまして、平成29年度に改築を行っている施設であります。

以上、これら6施設につきましては、当該施設を管理するために設立された第三セクターであり、並びに地域の振興拠点として重要な施設であることから、当該指定管理団体に引き続き5年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第134号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアム、やまと温泉やすらぎ館、郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場、郡上市ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設の4施設でございます。

2、指定する団体、郡上市大和町剣164番地、郡上大和総合開発株式会社。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚おめくりを頂きまして、まず、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムももちどり、いなほせどりの所在地でございますが、大和町牧912番地1で、指定管理料はゼロ円指定であります。施設の機能は、レストラン、売店、休憩所であります。建設年度は平成5年度でございます。

次のページをお願いいたします。やまと温泉やすらぎ館の所在地は、大和町剣189番地で、指定管理料は、今年度は97万6,400円でございます。施設の機能としましては、温泉休憩所であり、建設年度は平成11年度であります。

次のページをお願いいたします。郡上市道の駅・古今伝授の里やまと及びくつろぎ広場の所在地は、大和町剣164番地でありまして、指定管理料は、今年度は663万9,000円でございます。施設の機能及び設備といたしましては、トイレ、情報、駐車場、特産販売、レストランであります。建設年度は平成13年度であります。

次のページをお願いいたします。郡上市ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設の所在地は、大和町島2736番地で指定管理料はゼロ円でございます。施設の機能としましては、特産物販売、レストランであり、建設年度は平成17年度でございます。

以上、これら4施設につきましては、当該施設を管理するために設立をされました第三セクターである、当該指定管理団体に引き続き5年間指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第135号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市白鳥石徹白交流促進センター。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町石徹白第57号100番地、株式会社伊野原の郷。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚めくりを頂きまして、当該施設、伊野原の郷の施設でございますが、所在地は、白鳥町石徹白第57号100番地で、指定管理料はゼロ円指定であります。施設の機能は、保養所、宿泊所であり、建設年度は平成8年度であります。今回指定する団体につきましては、施設を管理するために設立された第三セクターであることから、引き続き5年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第136号 郡上市ひるがの高原多目的広場ほか2施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市ひるがの高原多目的広場、郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設、郡上市ひるがの湿原植物園の3施設でございます。

- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鮎立3328番地1、協同組合高鷲観光協会。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚おめくりを頂きまして、ひるがの高原多目的広場の所在地でございますが、高鷲町ひるがの4670番地246でありまして、指定管理料はゼロ円であります。施設の機能としましては、広場、ステージでありまして、建設年度は平成10年度でございます。

次のページをお願いいたします。郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の所在地は、高鷲町西洞3632番地1で、こちらも指定管理料はゼロ円でございます。施設・設備といたしましては、休憩所、情報であり、建設年度は平成12年度でございます。

次のページをお願いいたします。郡上市ひるがの湿原植物園の所在地につきましては、高鷲町ひるがの4670番地3694ほかでございますが、指定管理料につきましては、今年度47万5,000円でご

ございます。施設の機能としましては、管理、展示と湿原植物園であり、建設年度は昭和62年度でございます。

以上、これら3施設につきましては、地域振興の拠点及び地域密着型の施設であることから、地元で構成された当該指定管理団体に引き続き5年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第137号 湯の平温泉の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、湯の平温泉。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鷲見1173番地、奥長良観光開発株式会社。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚おめくりを頂きまして、湯の平温泉の所在地でございますが、高鷲町大鷲1792番地であり、指定管理料は、今年度400万円でございます。施設・設備は、公衆浴場、便所であり、建設年度は平成5年度であります。

今回指定をします団体につきましては、公募に応募をされました地元の団体で、選定委員会で選定された団体でありまして、指定管理以降、その運営に携わっていることから、令和4年度からの5年間につきましても指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第138号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市明宝磨墨の里公園。
- 2、指定する団体、郡上市明宝大谷1015番地、株式会社明宝マスターズ。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚おめくり頂きまして、当園施設の所在地につきましては、明宝大谷1015番地でありまして、道の駅明宝の施設になります。指定管理料は、本年度322万4,000円でありまして、施設・設備といたしましては、トイレ、情報、駐車場、レストラン、特産物販売でございます。建設年度は平成元年度でありまして、指定する団体につきましては、地元で構成された団体であり、指定管理者の制度に移行以来、運営をお願いしていることから、引き続き5年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

続きまして、議案第139号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市和良運動公園。
- 2、指定する団体、郡上市和良町宮地1155番地、和良運動公園管理組合。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

1枚おめくりを頂きまして、和良運動公園の所在地につきましては、和良町宮地1155番地でありまして、指定管理料は、今年度269万5,000円であります。施設・設備といたしましては、トイレ、情報、駐車場、レストラン、多目的交流広場であり、建設年度は平成2年度でございます。今回、指定する団体につきましては、地元で構成された団体であり、指定管理者制度を導入して以来、運営をお願いしていることから、引き続き5年間の指定管理をお願いしたいと考えているものでございます。

商工観光部署からの指定管理者の指定につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 私からは、議案第140号から142号までを御説明させていただきます。

議案第140号 郡上市八幡デイサービスセンターほか7施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1 施設の名称、郡上市八幡デイサービスセンター、郡上市大和保健福祉センターやまつつじ、郡上市白鳥デイサービスセンター、郡上市白鳥東部デイサービスセンター、郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑、郡上市美並健康福祉センターさつき苑、郡上市明宝デイサービスセンター。

2、指定する団体、郡上市大和町徳永585番地、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年となります。

1枚おめくりください。指定管理施設台帳をつけております。

まずは、郡上市八幡デイサービスセンター、所在地は、郡上市八幡町有坂131番地です。建設年度は平成16年度となっております。

次に、大和保健福祉センターやまつつじ、所在地は、大和町徳永618番地、建設年度は平成16年度です。

続きまして、白鳥デイサービスセンター、所在地は、白鳥町白鳥47番地17、建設年度は平成5年

度です。

続きまして、白鳥東部デイサービスセンター、白鳥町中西509番地1、建設年度は平成15年度です。

白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、白鳥町歩岐島139番地2、建設年度は平成15年度です。

高鷲保健福祉センターこぶし苑、高鷲町大鷲201番地2、建設年度、平成11年度です。

美並健康福祉センターさつき苑、美並町白山430番地3、建設年度は平成9年度でございます。

明宝デイサービスセンター、明宝二間手532番地、建設年度は平成8年度です。

8施設とも通所介護施設でございます。現指定管理者は、施設設置当初より施設運営を委託している団体であり、良好な管理運営を行っており、また当該8施設を一体的に管理運営することで効率的な運営が期待できるため、引き続き管理をお願いしたいというものとなります。

続きまして、議案第141号 すみれ作業所及びぼぶらの家指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、障害福祉サービス事業所すみれ作業所、障害福祉サービス事業所ぼぶらの家。
- 2、指定する団体、郡上市大和町徳永585番地、社会福祉法人郡上市社会福祉協議会。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年となります。

1枚おめくりください。すみれ作業所につきましては、所在地は、美並町白山627番地1でございます。建設年度は平成12年度です。

続きまして、ぼぶらの家、高鷲町大鷲841番地、建設年度は昭和48年となります。いずれも、就労継続支援B型作業所でございますが、現指定管理者が引き続き管理を行うことが、効果的、かつ、効率的であると認められるためお願いしたいと、引き続き指定管理者としてお願いしたいというものとなります。

続きまして、議案第142号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、障害福祉サービス事業所フレンドシップつくしの家。
- 2、指定する団体、郡上市大和町剣61番地1、特定非営利活動法人郡上つくし会。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年となります。

1枚おめくり下さい。所在地につきましては、大和町剣61番地1でございます。建設年度は昭和

62年度です。こちら、就労継続支援B型作業所でございますが、現指定管理者が引き続き管理を行うことが、効果的、効率的であると認められるため、引き続き管理をお願いしたいというものとなります。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 議案第143号 教育委員会所管施設についてお願いいたします。

議案第143号 高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、高鷲吼高原スポーツ広場。
- 2、指定する団体、郡上市高鷲町鮎立3328番地1、協同組合高鷲観光協会。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

次、2枚目は指定管理施設の台帳でございます。

施設の所在地は、高鷲町西洞3088番地1で、主にこの施設はラグビーやサッカーなどの大会、練習会場として広く活用されている市の基幹的なスポーツ施設であります。そのほか施設設備の内容や、構造、それぞれの面積、建設年度、取得価格、それぞれの事業費でございますけれども、それらを記載しておりますので、御確認くださいよう、よろしくお願いいたします。

なお、指定管理料は予定をしております。指定管理者につきましては、当施設に指定管理制度を導入した平成26年度からの管理者である、協同組合高鷲観光協会に引き続きお願いしたいと考えるものですが、当組織は、これまで建物ですとか、芝生等の施設管理や利用に関する業務等を適切に行っていただき、管理運営に係るノウハウを蓄積されていることから、次期5年間も引き続き指定管理者として選定したいというものであり、議決を頂きたくよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第144号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程30、議案第144号 字区域の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第144号について御説明をいたします。

議案第144号 字区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、別紙のとおり字区域を変更することについて、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。郡上市初納土地区画整理事業の施行に伴い、字区域を変更する必要があるためでございます。

おめくりをしていただきたいと思います。今回の字区域の変更についてでございます。まず、改正の趣旨でございますが、先ほど申しました地方自治法第260条第1項の規定により、字区域を変更するものです。改正の原因及び理由としまして、平成19年2月1日付の郡八基第93号により認可のありました郡上市初納土地区画整理事業の施行により、字区域の変更が必要となるためでございます。

改正の内容でございます。郡上市八幡町大字小野字清水、八幡町大字初納字安畝比田及び八幡町大字初納字下モ前田の各一部を郡上市八幡町大字初納字下島に変更するものでございます。

施行の期日でございます。郡上市初納土地区画整理組合による郡上市初納土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日からとなります。

変更の大略でございます。新たに区画する字につきましては、八幡町大字初納字下島でございます。新たに区画する字の区域に含まれる従前の字としまして、八幡町大字小野字清水の一部、同じく大字初納字安畝比田の一部、同じく大字初納字下モ前田の一部でございます。

変更の調書、記載してございますが、それぞれの筆が新しい字に改することになります。

なお、これはそれぞれの地番に合わせまして、その土地に隣接介在します道路、水路の一部につきましても、新しく区画する字に編入ということになります。

おめくりいただきますと、図面がついてございます。概略について御説明をいたします。現在、この表記しております図面の区域が今回の区画整理事業のエリアとなります。この中には、大部分が初納の字下島の土地になってございますが、図面の中に、まず右上のところに柿色で少し示してあるところ、ここが八幡町の初納字下モ前田の部分で、ここの2筆が、この新しい下島の中に入ってくるということになります。

同じく図面の左側上でございます。黄色く囲った部分、ここにつきましては、八幡町の小野の字安畝比田、ここの部分でございますが、ここの囲った5筆、これが新しく下島の中に入ってくると。加えまして、八幡町小野の字清水が青く囲ってあるんですけど、ここの1筆も同じくこの下島に入ってくるという形で、今回の施行エリアにつきまして、こういった形の字区域の変更をさしていただくものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第145号及び議案第146号について（提案説明）

○議長（山川直保） 日程31、議案第145号 財産の取得及び処分の変更について及び日程32、議案第146号 財産の取得及び処分の変更についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、私のほうから2議案をお願いいたします。

最初に、議案第145号 財産の取得及び処分の変更について。

令和3年9月30日、議案第144号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり金額を変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、財産の取得及び処分の変更金額、増額として160万1,400円となります。変更前が7,518万7,600円ですので、変更後は7,678万9,000円となります。

取得契約の相手方、処分契約の相手方、取得及び処分する財産の種類については、記載のとおりであり、9月に議決を頂きました議案第114号と変更はございません。

5、変更の理由、こちらにつきましては、主要資材（鋼材、木材）の価格の増による増額となります。

1枚おめくり頂くと、9月に議決を頂きました議案114号の議決内容をおつけしておりますので、御参考としてお願いをいたします。

続きまして、議案第146号 財産の取得及び処分の変更について。

令和3年9月30日、議案第115号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり金額を変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1、財産の取得及び処分の変更金額、増額として548万9,400円、変更前が2,263万2,500円ですので、変更後は2,812万1,900円となります。

取得契約の相手方、処分契約の相手方、取得及び処分する財産の種類については、記載のとおりであり、こちらも9月に議決を頂きました議案第115号と変動はございません。

変更の理由につきましては、施設を建てるための地盤改良工事、あるいは施設の中での送風装置の増によるものとなります。

以上、2議案とも今年度実施しております畜産施設の整備事業の中で、事業を進める中での変更となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第147号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保） 日程33、議案第147号 工事請負契約の締結について（市道鍛冶屋洞線災害復旧（第2期）工事）を議題といたします。

説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第147号について御説明をいたします。

議案第147号 工事請負契約の締結について（市道鍛冶屋洞線災害復旧（第2期）工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、市道鍛冶屋洞線災害復旧（第2期）工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による。
- 3、契約金額5億1,590万円。

契約の相手方、郡上市白鳥町那留1502番地409、株式会社前田土木代表取締役前田守廣。

工事の場所、郡上市白鳥町那留地内。

工事の概要、土木工事一式でございます。

おめくりを頂きまして、参考の資料をつけてございます。先ほどと重複する部分は省略させていただきますが、3番、工期につきましては、本契約締結の日より令和6年3月15日までとします。

6番の工事概要でございます。復旧延長が92.2メートル、幅員が4.1から4.5メートル、排土工が1万1,500立米でございます。のり面工が、植生基材の吹付工で3,680平米、グラウンドアンカー工が長さ18から26.5メートルのものが198本、排水ボーリング工が20本で、延長が800メートルとなります。

排水工につきましては、ベンチフリュームの300型が350メートル、樹脂製のU字溝300型が80メートルということでございます。

本件につきましては、6月定例会におきまして、補正予算及び債務負担の議決、お認めを頂いております、地滑りの災害復旧工事でございます。

おめくりを頂きまして、位置図と平面図をつけてございます。

まず、今回のこの復旧工事の場所でございますが、白鳥町的那留地区と中津屋地区、ここを結びます市道の鍛冶屋洞線になります。流れます和田川沿いに、ちょうど、地区と地区を結ぶ市道になってございます。

下段の平面図でございます。

図面の少し下側に柿色で線が示してあるところが、本来の市道部分の道路部分になります。そのすぐ上段を少し赤く塗ってございますが、ここにつきまして、いわゆるそののり面を抑えるためのグラウンドアンカー工をそれぞれ刺していただき、上段の赤い線のある部分までが、一応、のり面の処理をするエリアということで、それぞれの工事を実施させていただくものでございます。

添付の資料としまして、入札結果をつけてございますが、これはそれぞれ結果についての内容でございますが、記載のとおりでございます。

なお、申し訳ございませんが、この資料の中で、それぞれ入札の業者名が書いてございますが、6行目でございます。白鳥建設協業組合のところの代表者氏名でございますが、「代表取締役」と書いてございますが、この白鳥建設協業組合さんの場合は、「代表理事」になりますので、大変申し訳ありません、この表記につきましては、「代表取締役」を「代表理事」という形で、訂正をお願いしたいと思います。大変、申し訳ありませんでした。

この結果によりまして、今回の工事につきましての本契約につきまして、御審議をお願いするものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第147号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第147号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結、採決を行います。

議案第147号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

◎議案第148号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保） 日程34、議案第148号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第148号をお願いいたします。

議案第148号 和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。平成29年10月10日午後零時8分頃、郡上市八幡町島谷地内の交差点において、右折しようとした公用車と直進する相手方自動二輪車が衝突し、相手方に長期入院等が必要となったほか、車両が全損となった。

市は示談により損害を賠償する。市の過失割合は90%でございます。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、1,706万4,033円でございます。

再発防止に向けての取組としましては、今後このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、改めて全職員に対し、交通法令の遵守と安全運転の励行について注意喚起を図るとともに、交通安全協会が行う交通法令講習等への参加を促すなど、再発防止に取り組んでまいります。誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保） 9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 一つ伺いますが、これ、平成29年に起こった事故であります、計算すると4年ほどかかっているわけですね。一般的にこういう示談といいますか、解決には時間がかかるのかもしれませんが、4年というのは、いかにも長い気がするんですが、その間の経緯、もしあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） この事故のときの被害者の方につきましては、骨盤骨折と、あと手首

のほうの骨折ということで、特に骨盤のほうは、ボルトの固定ですとか、あるいは、手首のほうの骨折のほうが少し後遺症も心配されまして、そういったことで、リハビリの治療、そういったものに非常に時間がかかりました。あとは、骨盤の骨折のボルト固定の取り除く、そういったこともございましたので、病状の固定が昨年4月ということで、病状（ ）になりまして、そこから後遺症の算定ですとか、あと損害賠償額の算定というようなことで、時間がかかったものでございます。

○議長（山川直保） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第148号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第148号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 討論なしと認め、討論を終結、採決を行います。

議案第148号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第14号について（報告）

○議長（山川直保） 日程35、報告第14号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久） 報告第14号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりを頂きまして、今回は全部で7件ございますが、まず専決第5号としまして、専決処分書（和解及び損害賠償額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年10月の5日でございます。

損害賠償による和解の内容でございますが、令和3年2月22日午後1時30分頃、郡上クリーンセンター構内において、資源ごみを相手方トラックに積込みの際、確認不足によりフォークリフトの爪が、相手方トラックの助手席側のあおりキャッチ、トラックの荷台の積載物を落下防止のために、横と後ろを囲ってございますが、蝶番で開閉ができる留の、この金具に接触しまして、破損したものでございます。

市は示談により下記金額で損害賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりです。

損害賠償の額が1万4,190円でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決第6号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額を決定することについて）。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年10月11日でございます。

損害賠償による和解の内容でございますが、令和3年4月30日午後3時30分頃、郡上市八幡町那比地内において、八幡地域のスクールバス運行委託先であります、郡上交通株式会社の社員が運転する車両が、停車すべきバス停を通り過ぎたため、後退したところ、確認不足により後方の車両に衝突をしたものでございます。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額としましては71万3,240円でございます。

車両の損害賠償額につきましては、9月の議会で報告させていただいておりますので、今回は人的損害に対する額となります。

よろしく申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、専決第7号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年10月の11日でございます。

損害賠償による和解の内容としましては、令和3年9月4日午前零時38分頃、郡上市八幡町島谷地内において、火災確認出動中の車両を移動する際、確認不足により車両後部右側のタイヤが相手

方駐車場コンクリートブロックに接触して、破損したものでございます。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は2万2,000円でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決第8号、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決日は令和3年10月の12日でございます。

損害賠償による和解の内容ですが、令和3年8月10日午後7時頃、郡上市白鳥町向小駄良地内の道の駅清流の里しろとりにおいて、相手方車両が、駐車場内の側溝を通過したところ、損傷したグレーチングが上部に突き出しておりまして、車体の前方下部を損傷したものでございます。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりです。

損害賠償の額は1万8,425円でございます。

損傷したグレーチングにつきましては、早急に新しい物に交換をさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、専決第9号専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年10月の26日でございます。

損害賠償による和解の内容ですが、令和3年9月21日午後零時12分頃、郡上市八幡町殿町地内において、まめバスが対向車と擦れ違う際、確認不足により、まめバス左側サイドミラーポールが、相手方建物の屋根瓦に接触し破損したものでございます。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりで、損害賠償の額としましては3万3,000円でございます。

1枚おめくりいただきまして、専決第10号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年11月8日でございます。

損害賠償による和解の内容としましては、令和3年10月の20日午前11時頃、郡上市八幡町稲成地内の大規模林道八幡高山線において、横断側溝のグレーチングが破損している箇所がありまして、

相手方車両が通過した際、右側前方のタイヤを損傷したものでございます。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合としましては30%。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額としましてはございません。修理費用が少額であったことから、相手方の申出によりまして、相手方が全額負担するという事になったものでございます。

こちら事故後、早急に応急復旧を行っております。

1枚おめくりいただきまして、専決第11号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

専決日は令和3年11月11日でございます。

損害賠償による和解の内容、令和3年10月25日午後2時15分頃、郡上市八幡町城南町地内の市道城南栄町線において、相手方車両が対向車を避けるために側溝上を通過した際、側溝蓋下部にグレーチングを水平にするために、敷いてございましたコンクリートブロックが落下しまして、その衝撃で側溝が跳ね上がり、側溝蓋が跳ね上がって、左側後方タイヤ及びホイールを損傷したものでございます。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりです。

損害賠償の額は5,830円でございます。

こちら事故後、早急に側溝の修繕を行ったものでございます。

今回、7件のうち4件は、不注意による事故でございまして、再発防止に向けまして、強く指導をしたものでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（山川直保） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第14号の報告を終わります。

◎議報告第10号及び議報告第11号について（報告）

○議長（山川直保） 日程第36、議報告第10号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程第37、議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題とします。

議員派遣の報告及び例月出納検査の結果の報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたのでお目通しいただき、報告に代えます。

11月22日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦勞さまでした。

(午前11時57分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 勝 彦

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員